

飛騨市新型コロナウイルス感染症緊急対策 (第5弾)

飛騨市では、新型コロナウイルス感染拡大により市民の生活や経済活動に様々な影響が生じていることから、市民の皆様や事業者の皆様を応援するため、第5弾目となる緊急支援を取りまとめました。

1. 概要

- I** ^{Point!} 急激な市民生活の変化に対する支援
- II** ^{Point!} 市内需要喚起による事業者への支援
- III** 学校休業に伴う児童生徒等への支援
- IV** インターネット等を活用した販売促進
- V** 新型コロナウイルス感染拡大防止体制の強化
- VI** 事業者等への強力な資金繰りの支援
- VII** 離職・休業等に対応する緊急雇用対策
- VIII** 不屈の精神で立ち上がる事業者への支援

【第5弾のポイント】

- 政府や県の給付金等の早期給付に向けた対応と、こうした制度に呼応した市内経済循環の仕組みに重点をおいた **11点**の追加対策
- 総額約 29億円の臨時補正予算措置

2. 背景

市では、全国での感染者の拡大が深刻さを増す中、これまで新型コロナウイルス感染症による市民生活や経済活動への影響に対応するため、第1弾から第4弾までの緊急対策を実施してきました。

そうした中、政府からの緊急事態宣言や、岐阜県が特定警戒都道府県に位置付けられるなど、日々刻々と目まぐるしく情勢が変化し、市内でも、これまで以上の市内消費の極度の落ち込みにより、飲食業だけでなく、その影響はあらゆる小売り、サービスに広く深く及んでいます。

市では、市民全員が国からの特別定額給付金を活用しそれぞれの生活を維持しながらも、少しでも市内のお店や事業者を利用して市内の経済循環を図ることによって、影響を受けている市内事業者を支える施策が必要であると考え、今回の緊急対策第5弾では、こうした国等の給付に対する迅速な対応と、市内経済循環の2点に重点を置き、総額約29億円、11点の追加施策を取りまとめました。

なお、これらの実施にあたっては、国県内の感染状況や経済状況を見極めた上で適切な時期に実施することとし、今後も市内外の情勢を迅速に把握し、更なる対策の検討を行っていきます。

3. 支援・対策内容

I 急激な市民生活の変化に対する支援

① 【新規】特別定額給付金（国事業）への対応

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づき、4月27日時点で飛騨市の住民基本台帳に登録されている方を対象に、**1人一律10万円を給付**します。**受付開始は特にお急ぎの方及びオンラインで申請される方は5月1日から、郵送申請は5月11日発送予定の申請書をお受け取りになられてから**となります。申請を受付後、**5月15日頃から順次給付を開始**します。

② 【新規】子育て世代への臨時特別給付金（国事業）への対応

国による子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、低～中間所得者層の**児童手当を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）**に対し、**児童1人あたり1万円を支給**します。

③ 【新規】新型コロナウイルス感染症傷病手当金の創設

国の制度改正により、国民健康保険及び後期高齢者医療保険加入者が、新型コロナウイルス感染症に感染するなど**療養のため働くことが出来なくなった給与受給者に、標準報酬日額の2/3に相当する「傷病手当金」が支給**されます。あわせて、この制度では対象にならない**個人事業者には、市独自の支援制度を新たに創設**し対応します。

④ 【新規】市外で学ぶ学生応援！飛騨のうまいもんお届け大作戦の実施

故郷への帰省や外出の自粛を余儀なくされていたり、アルバイトが無くなるなど経済的苦境にある飛騨市出身の学生を応援するため、**1,000円で飛騨のお米やお惣菜、ラーメンなどを全国の学生のもとへお届けするキャンペーン**を行います。

⑤ **【新規】**飛騨市新型コロナウイルス感染症総合相談窓口の開設

市民の皆様からの生活や雇用、事業の資金繰りなど、様々な支援制度のご相談に対応できる相談窓口を飛騨市役所本庁舎 1 階に開設します。

- 開設時間 平日8:30～17:00
- 専用電話 0577-62-9200

⑥ “返済免除付き”生活支援資金貸付制度

(対策第2・4弾)

収入減少により、生活に支障をきたしている方に対し、一時的な生活資金を最大30万円無利子で貸し付ける制度について、返済免除要件を中心に貸付要件を大幅に緩和、拡充しました。

⑦ 住宅確保給付金（国制度）への対応

(対策第4弾)

離職・廃業等により住宅を失う恐れが生じている方に対し、所要の求職活動等を要件に家賃相当額の支給を行う住宅確保給付金（国制度）について、今般の新型コロナウイルス感染症の影響のための休業等に伴う収入減少となった方も給付を受けられるよう対象範囲が拡大されました。

⑧ 市税等の猶予要件の緩和

(対策第3弾)

収入の減少により一時に市税（市県民税・固定資産税・軽自動車税等）、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料、下水道等使用料、保育料、情報施設使用料、育英基金償還金を納められない事業者等に対する納付の猶予要件を緩和します。

II 市内需要喚起による事業者への支援

⑨ **【新規】**飛騨市史上最大級の“飛騨市プレミアム商品券”の発行

国の特別定額給付金を活用して、その約半分を市内経済循環にご利用いただけるよう、プレミアム率20%、**子育て世帯の支援としてお子様はプレミアム率30%を超える支援策を盛り込んだ**、電子地域通貨と合わせ飛騨市史上最大級となる**総額約12億円の経済効果を見込むプレミアム商品券**を発行します。

⑩ **【新規】**金融機関と連携した“飛騨市プレミアム電子地域通貨”の実施

国の特別定額給付金を活用して、その一部を市内でご利用いただけるよう飛騨信用組合と連携し、同組合が発行する電子地域通貨「**さるぼぼコイン**」を活用した“飛騨市プレミアム電子地域通貨”を実施します。

⑪ **【改革】**緊急経済対策住宅リフォーム補助制度の創設

現行の「住宅性能向上リフォーム補助金」を見直し、**対象工事の追加や補助率を1/2、上限を30万円に大幅拡大した総額1億円規模の“緊急経済対策”住宅リフォーム補助金**を、令和2年度限定で実施します。

⑫ 飛騨市まるごと“テイクアウト”職員食堂キャンペーン

(対策第1・4弾)

地域消費への一助、職員のメンタルヘルス対策を目的として、飛騨市職員親睦会から提案をいただき、市職員が市内飲食店で昼食を取るなどを積極的に行うキャンペーンを開始しました。今後は、テイクアウトや仕出し弁当・出前を推奨する「飛騨市まるごと“テイクアウト”職員食堂キャンペーン」へ改革し実施します。

⑬ 飛騨市宿泊事業者緊急対策事業

(対策第2弾)

飛騨市民または飛騨市民を代表とした複数人が市内宿泊施設に宿泊した場合に、宿泊施設に対して3,000～5,000円補助します。期間は令和2年3月16日～6月30日までです。

※ 現在は飛騨市民のみを対象に限定しています。

Ⅲ 学校休業に伴う児童生徒等への支援

⑭ **【新規】小中学校の臨時休業に係る家庭での学習・生活支援DVDの作成**

児童生徒の家庭での学習・生活を支援するため学年に応じた内容（コンテンツ）のDVDを作成し、5月25日（月）までを目途に全児童生徒へ順次配布します。あわせて、DVD視聴環境のない家庭には、市からDVDプレイヤーを無償で貸し出す制度も開始します。

⑮ 子どもの居場所づくり事業の拡充（終了）

(対策第1弾)

学校休業に伴う給食の代替支援として、子どもに食事の提供を行う団体、事業者によるその事業に係る費用の一部を助成するため、補助額を1食あたり300円から500円に拡充し令和2年3月9日から4月3日まで「子ども食堂」を実施しました。

Ⅳ インターネット等を活用した販売促進

⑯ **【新規】飛騨牛を食べよう！贈ろう！キャンペーン（仮）の開催**

飛騨牛の流通鈍化による枝肉価格の下落によって苦境にある市内畜産農家、卸売・小売事業者を支援するため、大手通販サイトのモール内広告や専用キャンペーンページを作成し、そこから市のふるさと納税や各事業者通販サイトへ誘導する飛騨市独自の飛騨牛キャンペーンを、6月から7月末まで開催します。

⑰ おうちで飛騨市満喫キャンペーンの開催

(対策第4弾)

売上が減少している市内事業者の売上向上と飛騨市ファンの拡大を目指し、令和2年5月1日からの1ヶ月間、市産品の通信販売にかかる送料を1件あたり最大1,000円まで市が負担する期間限定の販売促進キャンペーンを実施します。

⑱ 飛騨市に来られないご家族・ご友人に飛騨から愛を贈ろうキャンペーンの開催
催の開催 (対策第4弾)

仕事や学業で市外に住むご家族や親類の皆様が、ゴールデンウィークの帰省を自粛され、飛騨市に帰ってこられなくても飛騨市を感じてもらえるよう、市民がご家族に特産品詰め合わせを贈るキャンペーンを、飛騨市と飛騨市観光協会の連携により実施します。ゴールデンウィーク前の令和2年4月30日から順次発送し、送料、箱代を全額支援します。

⑲ 飛騨市物産展on Webキャンペーン (終了) (対策第2弾)

観光物産展での売上減少や全国各地で予定されていた催事中止の状況を受けて、インターネット環境の整っている小売業者を対象としたウェブキャンペーンを実施し、目標額を大きく上回り達成しました。

- (1) ふるさと納税ページ上での『なくなった物産展をウェブ上で楽しめ、飛騨市を応援できるキャンペーン』
- (2) 飛騨市観光協会や飛騨信用組合と連携し、クラウドファンディングページ上での『物産展を実施できなかったため、ウェブ上で楽しんでいただきご自宅にお届けしますキャンペーン』

⑳ 「飛騨市の酪農家を守ろう」キャンペーン (終了) (対策第1弾)

学校休業に伴い行き場のなくなった牛乳の消費拡大を図るため、市職員や市民・事業所の皆様に購入を呼び掛けるキャンペーンを行いました。この取り組みに市内はもとより全国の皆様からご協力をいただき、生乳についてはほぼ解消の目途が立ちました。

V 新型コロナウイルス感染拡大防止体制の強化

㉑ **【新規】岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金への対応**

岐阜県の緊急事態措置による休業等要請に全面的にご協力いただいた事業者の皆様に対する「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」について、**県2/3、市1/3の費用負担により1事業者あたり50万円を県から支給**します。

㉒ 市内事業者との連携による建物消毒体制の強化 (対策第4弾)

全国的な新型コロナウイルス感染拡大により、市内において万が一感染が発生した際、速やかな消毒対応を行えるよう市内事業者との連携により、感染者の消毒作業費用に対し個人は2/3、事業者は1/2を支援することで、感染の拡大を防ぎます。

㉓ 飛騨市役所フリーアドレス化による3密対策の強化 (対策第4弾)

飛騨市役所内でのまん延防止を図るため、空いている会議室等を活用しWi-Fiを整備するなどフリーアドレス対応が可能な環境を整備し、執務中の密集・密接を回避します。

VI 事業者等への強力な資金繰りの支援

②④ 畜産・酪農農家向け利子補給制度の創設 (対策第4弾)

市内の肥育農家、繁殖農家、酪農農家が今後も安定して事業継続してもらえるよう、農業経営改善に係る融資を受けた農家の資金融資に対し3年間全額利子補給する制度を新たに創設するとともに、これまで市が実施していた牛導入基金の償還について1年間猶予します。

②⑤ 飛騨市コロナウイルス対策特別融資制度 (対策第3弾)

経営を圧迫されている個人・法人の経営安定や、新型コロナウイルス対策を踏まえた新たな事業にチャレンジする事業者の支援を目的に、利子(3年間)、信用保証料の全額を市が補給する特別融資を創設し、市、金融機関、商工団体が連携して対応します。

②⑥ 「返済ゆったり資金」に対する利子補給制度 (対策第3弾)

新規借入が必要となった事業者の方が、岐阜県制度融資「返済ゆったり資金」を利用された場合に、支払利子の一部を補給することにより資金繰りの円滑化を図ります。

※ 「返済ゆったり資金」は既存の県制度融資の借入と1本化して追加融資を実行する制度で、新規に借り入れるより月々の約定返済額の増加を抑えることが可能です。

②⑦ 「新型コロナウイルス感染症対策資金」「危機関連対応資金」に対する保証料補給制度 (対策第3弾)

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営を圧迫されている個人、法人の経営安定を目的に、同ウイルス対応の県制度融資について、保証料を全額補給し事業者の資金繰りを支援します。

②⑧ 飛騨市中小企業経営安定資金融資制度 (対策第1弾)

経営を圧迫されている個人・法人の経営安定を目的として、中小企業経営安定資金融資制度の対象要件に「新型コロナウイルス感染症の影響により売上等が減少した事業者」を追加するとともに、信用保証料1/2補給の特例をします。

VII 離職・休業等に対応する緊急雇用対策

②⑨ 市の直接雇用による緊急雇用創出 (対策第4弾)

コロナショックにより離職等を余儀なくされた方の働く場所を確保するため、市の非常勤職員(会計年度任用職員)として計20人を採用する緊急雇用対策事業を実施します。

③⑩ みんなで仕事づくり応援パッケージ (対策第4弾)

コロナショックにより離職や休業を余儀なくされた方の働く場所を確保するため、市内事業者等が離職者等を臨時的に雇用された場合、1時間あたり880円の人件費を支援するとともに、市民の皆さんから仕事づくりのアイデアを広く募集し、市から委託事業として人件費に上乗せして最大50万円の事業費を支援します。

③① 飛騨市雇用調整支援金

(対策第2弾)

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に社員に対して休業等を取得させ、支払った休業手当・賃金等に公共職業安定所の雇用調整助成金を活用した場合に市は企業の自己負担分を全額補助します。

Ⅷ 不屈の精神で立ち上がる事業者への支援**③② ステイホーム支援サービス緊急推進補助制度の創設**

(対策第4弾)

緊急事態宣言による「STAY HOME」を推進し市民の外出自粛生活を支援するため、自社の飲食物・商品の配達やサービスを訪問提供する事業者の配達等に対し1日3,000円を定額補助する制度を新たに創設します。事業者の事前登録制とし、令和2年4月27日から受付開始し、6月30日まで実施します。

③③ インターネット環境整備事業の補助額拡大

(対策第2弾)

ネットショップ開設・出店を検討する事業者に対し、飛騨市商工業活性化包括支援事業のインターネット環境整備事業補助金について、上限額を50万円に拡充するとともに下限額5万円を撤廃します。

③④ 飛騨市新型コロナウイルス対応販売促進事業支援制度

(対策第3弾)

売上げが減少している小規模事業者等が行うテイクアウトや出前等を始めるための備品や消耗品の購入、看板や案内表示の製作、リーフレット・チラシ等の印刷や宣伝など、さまざまな誘客活動の取り組みに対し、最大20万円を補助し、コロナショックによる経済の停滞に対する事業者の企業努力を後押しします。期間は令和2年4月15日から6月30日までです。

③⑤ 飛騨市起業化促進補助制度の補助率拡大

(対策第3弾)

飛騨市を拠点とし、新型コロナウイルス対策を踏まえた新たな事業などを起業しようとする方を支援する制度について、補助率を1/5以内から2/3以内に拡大し、新たな事業へのチャレンジを支援します。期間は令和2年4月15日から令和3年3月31日までです。

③⑥ 飛騨市店舗リニューアル補助制度の補助率拡大

(対策第3弾)

新型コロナウイルス対策を踏まえた新たなビジネスに向けた取り組みを支援するため、店舗等のリニューアルに対する補助制度の補助率を1/3以内から1/2以内に拡大し、店舗の魅力アップや新型コロナウイルス対策のための改装、他業種への転換等を支援します。期間は令和2年4月15日～令和3年3月31日までです。

4. 次の対策

○ 学校再開に向けた準備について

市では、学校休業に伴う児童生徒への生活や学習への影響を考慮し、令和2年5月18日（月）から「学校再開準備期間」として順次分散型自主登校日を設定し、6月1日（月）からの学校再開に向けて準備を進めていきたいと考えています。

なお、その実施にあたっては、市内や近隣市町村の感染状況を見極めた上で進めるものとし、感染状況の変化によっては、延期等の判断を行います。

－ 本資料に記載した施策は、市内の影響や国や県の今後の動向により、開始時期の変更や期間の延長等を検討します －

<担当課> 企画部 総合政策課 （担当）土田 TEL：0577-73-6558（直通）